

るとまだ地平線上へは出られないのである、教育無き爲に重要な地位に置かれず尊敬せらるべき職業まで輕視せられて居るのである、故に農民の社會上に於ける地位の向上と農業の發展、農業の進歩、自治の眞價を發揮するのは一に教育の力に待たなければならぬ、尙農業者ばかりでなく商工業者も亦然りである、故に教育町村民の社會的地位の向上延いては國家の進運を招來する所以である、我が國は明治維新以來旭日東天に中するの勢を以て、徳川家光鎖國の夢より醒めて五十年、國運は日に進み國勢は月に擧り、今や日東未知の小國日本は國際地平線上に嶄然頭角を現はし、清を破り露を凌ぎ、今回の世界大戰に伍しては獨を抑へ終に列國と共に世界に雄飛するやうになつたのは何の賜であらうか、其は我が國家の教育に因ると言はなければならぬ、戰爭は教育と教育との戰であると言はれるのは其である、戰後各國が教育に力を致し教育年限の延長を早きは戰時中に敢行するが如きは皆之が爲である、如此國家は駭々乎として進んで行くが其基本であるべき農業は後れ勝であるといふ事は國家の將來を

想ふ者の大いに寒心憂慮する處である、大戰以後我が國の將來は益多望であると共に多難である事を覺悟すると同時に農村教育の發展に心掛くべきである、殊に從來町村經費の二分の一以上は教育の爲に消費せられて居るにも不關其の效果の認むべきもの少いといふ事は一は懸りて農民の自覺の如何に歸すべきである、教育に關する町村民の眼光鋭敏ならざるは大なる禍である、これ農村教育に關する研究を要する所以である、然らば如何なる方面に農村教育を施すべきかといふと、大體左の如き條件に適合するやうにしたらよからうと思ふ。

一、農民全體をして農村的教育を受けしむること

其にはシカゴのツルミアントオフィサーの如く學校へ行くべき義務ある者の出校日に遊びつゝある者を誰にても（又或係が）之を戒めて父兄保護者、若くは學校へ引渡すが如き方法も一の良法と思ふ。

二、小學校及補習學校を農村文化の中心とすること

- 三、學校と農村民及當局役場吏員、村會議員、學務委員との聯絡を密接ならしむること
- 四、學校教育中地方的實業教育の特色を發揮すること
- 五、青年團（男女）の指導開發に努め適當の援助を與ふること
- 六、農村民をして自己の町村を理解し、農村經營に關する知識を得せしむること
- 七、社會教育上必要なる文庫、圖書館、生産物陳列所等を始め品評會、共進會、講習會、講話會等の施設經營を計ること
- 八、町村内各種組合會及團體と聯絡を保ち實際的教育の徹底を圖ること
- 九、町村外經營に關する各種の學校、試驗場、等其の他農村民教育促進に値する組合、會、團體の利用に注意すること
- 一〇、教育者の優遇（物質のみならず）に全町村一致して當り、眞に教育の効果を現はすことに努むること

此の十要件に留意したならば農村教育は隆にして其の効果を現はすこと、信ずる、以下節を更めて少し説いて見る。

第二節 市町村は小學校令の規定により其の区域内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置しなければならぬ義務を負はされて居る、そして其の設置に要する費用は其の市町村が當然負擔しなければならぬこととなつて居る、是は市町村に屬する國の教育事務を市町村に委任せられたもので、従つて市町村長は其の事務を管理し市町村立小學校を管理することとなつて居る、此の國の教育事務は徵稅及徵兵の事務と共に市町村に於て必要なる事務となつて居るものである。

〔一〕國家が國民の教育に全力を傾注し出したのは近世の事で、小學校は即ち國民に國家が國家の維持發展に必要と認むる最小限度の教育を施さんが爲に自治體をして設立せしめたもので町村民を平等に教育する唯一機關である、小學校の目的は小學校令第一條に「小學校は兒童身體の發達に留意し道德教育及國民教育の基礎並に生活上必須な

る知識技能を授くるを以て本旨とす」と明示してある、實に小學教育の消長は國家の盛衰に因果的關係を有つものである、然るにこの教育に對し町村當局を始め町村民が冷淡であるのは効果の上らぬ主なる一原因であると思ふ而し學校教育に干渉せよといふのではない、下らぬ干渉は却つて教育を賊ふものである同情と理解のある援助を必要とする恰も戰時に於ける國民の後援の如きものである、處が對岸の火災視して我不關焉として冷眼的批評のみして居るのは誠に自己及町村に對し不親切も甚しと謂はなければならぬ。

其處で小學校教育に關する注意要項を列舉して見る。

- 一、學校の經費は必要（實際的）ある限り、其の支出を吝ならざること、經費削減を以て町村會の手柄の如く考へて居る者があるが、其は一文惜みの百失ひである、活動には經費が必要な事を思はねばならぬ、殊に國民體育（衛生も含む）と理科教育とは將來益必要である事を感銘し經費を惜まざらん事に留意すべきである。

- 二、教育上必要な設備をなす事を怠らぬこと、校舎の營繕、副築、机、腰掛から、教授用器械器具、標本等に至るまで百般の事に對し注意すること
- 三、農業實習地（田畑山林等）を充分に供給すると共に家庭實習地を與へ其の趣味を養ひ、一は農村農業發展の中心とし、一は以て勤勉力行の美風を養ふこと
- 四、農業専科教員の優良なる者を優遇し、農業技手と内外相應じて實業教育の徹底を計ること
- 五、學校及家庭に於ける生産品々評會展覽會を開催し、比較研究の便を一般に與ふると共に競争奮勵の良風を促すこと
- 六、地方農業に適當なる教科書の選定或は編纂を行ひ農會、講習會、試驗場、試作地等の實際及其の成績、調査、統計、圖書を參考として、活教材を以て活教育をなし、視察旅行をも行ふこと
- 七、學校圖書雜誌の開放、巡回文庫、圖書館の設備をなし知能開發に力むること

八、農村教育研究會を設け、學校長、教員、技手、町村長、篤志家、其他有志、警察官、宗教家等あらゆる社會先覺者を網羅し眞摯なる實際研究をなすこと

九、學務委員の活動を盛ならしむること

學務委員とは市町村及其學區、市町村組合、町村組合及其區、並に市町村學校組合、町村學校組合及其學區が勅令の定むる所に依り、教育事務のため置く所の常設委員なり、地方學事通則第六條には市町村は勅令の定むる所に依り學務委員を置くべきこと、學區は之を置くことを得べきを規定し、其第八條には市町村組合、町村組合及其學區にも第六條を準用することを規定せり、而して勅令たる小學校令に於ては、市町村は教育事務のため市制第八十三條町村制第六十九條に依り學務委員を市町村會の議決を要せずして之を置くべきこと、其他市町村の學校組合及學區にも之を置くことを得しめたり。

市町村の學務委員の組織は市町村條例に規定なき時は市會議員名譽參事會員中、及公

民中選舉權を有する者の中より之を選舉し、委員長は市長或は其委任を受けたる市參會員若くは助役を以て之に充つ。

町村にありては、町村會に於て町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者より之を選舉し、委員長は町村長又は其委任を受けたる助役を以て之に充つ。

市町村、町村組合、市町村、町村學校組合其他學區には規約又は條例の規定に依りて選舉せらるゝものとす、而して何れの場合に在りても、學務委員には必ず市町村立小學校男教員を加ふべきものとす。

學務委員の數は東京市を除くの外は十人以下とす。

學務委員は左に掲ぐる事項につき市町村及町村組合長、市町村及町村學校組合長、學區長並代理者を補助し、又は其の諮問に應じて意見を陳述す、(1)就學督促に關すること、(2)家庭又は其他に於て尋常小學校の教科を修むる者の認可に關すること、(3)就學義務の免除又は就學猶縁に關すること、(4)設備に關すること、(5)經費豫算の調製に關

すること、(6) 授業料に關すること、(7) 小學校基本財産に關すること、(8) 教科目の加除及高等小學校の教科目に手工、商業、農業を加ふる場合其の選定に關すること、(9) 修業年限に關すること、(10) 補習科設置、廢置に關すること。

學務委員中教員より出づる者は、市町村長又は組合長之を任免す、又公民中より選舉せられたる者は其任期を四ヶ年とし、補欠選舉により就任したる者は其任期は前任者の殘任期間とす、而して學務委員にして資格の要件を失ひたる者は當然其の職を失ふものとす

然るに實際學務委員であつて其の職務を知らず、又知つて居つても其責務を果さない者が農村に多いのは大いに反省すべき事である。

一〇、學校長及教員の學校經營及農村教育上に關しては相當敬意を拂ひ、同情を以て精神上に物質上に聲援、援助を與へ、時には批評忠言を試みて、協同して教育の向上徹底を圖ること

一一、女子教育の男子に比し遜色あるは農村の通弊である、此は農村民の教育に對する向學心の缺乏を實證して居るのである、欠席や連欠生の多いのは女子であるのは將來發展上町村としても國家としても注意して改善すべきことである。

一二、細民、貧民の子弟をして就學出席せしめ平等の教育を受けしめるやう、之を補助或は救助する方法を講じ、拔群の優秀兒は之を高等教育にまで進ましめ町村及國家有用の材となすべきである

〔二〕 補習學校

小學校の教育を完了した者の中で中學程度の學校へ入學する者は僅に其の十分の一内外である、其の他は何れも、社會の中へ多くの交渉を持つ者である、而して其等は日進月歩の時勢に逆行して日退月止で、町村が多額の經費を投じて折角教育した効果を無に歸しつゝあるの、獨逸の補習教育青年團に對し又世界の此の思潮を旺盛ならしめた恩人、ケルシエンシユタイナー氏の言にも十數年教育した兒童が壯丁検査の際に

は、其の教育といふ鍍金が社會の風や雨に吹きさらされて見るかげもなく剝げ落ちて、實に見苦しい有様を呈して來ると諷して居る、其は我が國の現状にも當て箴まる言葉である、其處で具眼者及當局者は此の點に注目して其の發達に腐心して居るのである、其處で個人としても國家としても此の重大なる問題を雲烟過眼する事が出來ないので、補習教育を盛ならしめんとしつゝ、あるのである、元來補習教育の目的は、大正十年四月一日より實施せらるゝ、實業補習學校規定には第一條に於て「實業補習學校の教科を卒へ職業に従事する者に對し、職業に關する知識技能を授けると共に國民生活に須要なる教育をなすを以て本旨とす」と明示してある、けれども其を今少し區分して考へて見ると。

- 一、國民の義務教育の補習と向上増進を計り
- 二、國家の公民として充分なる素養並に自治團體經營上の知識を與へ
- 三、實業に關する知識と技能とを練磨し獨立自營の人物を教養し

四、身體を鍛練し

五、壯丁としての教育をも併せ行ふ

といふ事となつて來る、右の中三は職業教育其の他は國民生活に須要を意味するのである。

元來補習教育は小學校の延長であり又其の仕上げである、小學校は基礎的教育で補習學校は完成的教育である町村の教育はこの二段の教育で完了すると信じて行ふべきである、故に兩者共甲乙はないのである、處が事實は反之補習教育は輕視せられて居る風があるのは遺憾千萬である、未だ發達の過程にあるからであらうが其は一の遁辭に過ぎないのである、各國共に競うて補習教育に力を致して居る。國家の競争は教育との競争であると思ふ時に、どうしても補習教育を隆盛ならしめん事は目下の急務であると思ふ、其處で補習教育上注意すべき要件は

- 一、補習教育は之を義務的強制的となし、其の出席を督勵獎勵する良法を講ずること

と、強制と出席とは共に必要なる基礎條件である、法令、訓令規約等により強制的とする方法や、優良提灯、優勝旗團體（區、部落）表彰等による出席獎勵法も参考すべき事である

二、現今高調せられつゝある體育や理科教育は實業教育と共に忽諾に附すべからざる事である

三、女子補習教育を大いに盛にし、男女共に向上せしむる事を要す

四、實業科は學校及町村、其上に家庭と三者互に連絡し、尙其以外に其の熟練と研究とに採つて以て資すべきものを利用することを要す、假令ば學校の實習地、町村農會の試験田、試作地家庭の研究實習地と農事試験場や他町村の試験田、試作地、其他農作物の利用の如し

五、社交の術を作法と共に熟達せしむること

六、巡回文庫、文庫圖書館、新聞雜誌閱覽所等を附設し、又は巡回講話、講習會、講

話會、品評會、展覽會等を開催して進歩發展、指導獎勵を圖ること

七、補習學校の設備は小學校に劣らざるやう、之を整ふること

八、補習教育は従來の如く兼任や片手間とせず專任的方法を採り其の俸給も優遇の途を講ずること

九、自治經營の訓練を行ひ、自學自習と共に其の發展を指導すること

一〇、性に關する教育は補習教育に於て留意すべきこと

以上の如く小學校と補習學校とは農村教育の主要なる機關であるが、其以外に其の活動を援助し、其の効果を確實ならしめ、農村の向上を圖るのには、相當の補助機關が必要である、これ等の機關が協同して始めて教育の實績が擧がるのである、故に進んで其に就き記述する。

〔1〕町村役場及當局者

町村經營の中心點は町村役場で其の原動力は町村當局者である、元來自治行政事務の

中に法務あり財務あり學務あり其他社寺、表彰、風教、勸業等がある、此等は町村民の教養上に必要なるもので、其の事務の進捗と澁滞とが及ばず處又大である、殊に其の經營が進取的であるか、保守的であるかといふ事が進退のポイントメントである、其の經營を司るのは人としての町村長が中心となり、其の他助役、收入役、書記、町村會議員、學務委員等が主なるもので、區長、組長、有志等も亦與つて力あるものである、即ち學校の施設經營に關しては、町村長は管理者として其の責に任ずべきものである、校舎の建築よりして百般の設備に至るまで町村長は當然之に關係すべきものである、それから學務書記は名の如く生徒の就學、出席、退學等は勿論、學事一般に關する事務を掌つて居り、村會議員は、學校經費の豫算に對し伸縮自由の權を有して居る、學務委員に就いては既に述べた通りである、其の他手となり足となつて援助する人々の覺悟如何も大なる影響を及ぼすものである、故に左に要項を掲げて見る、

- 一、學校の設備を完全になすこと、充分なる經費を計上し校舎教室より教授用器具標

本模型圖書實習地等の備附を遺憾なからしめること

- 二、教員を優遇し優良教員の活動を招來すること、俸給を始め出張旅費、慰勞金、手当、住宅料、住宅等

- 三、兒童の就學、出席の督勵、補習校生徒の出席督勵等を勵行し就學出席の向上を計ること、實際に於て學校當事者の就學出席督勵程、町村當局は熱心ならず、これ其の向上なき所以である

- 四、細民、貧民の兒童の就學出席を同情を以て督勵と獎勵とを行ひ、其の救護援助の良法を講ずること

- 五、社會教育の施設經營を圖ること、文庫、團書館、新聞雜誌閱覽所、幻燈會、活動寫真會、教育劇、音樂會、講習會、講演會、體育獎勵會、巡回講話矯風會、婦人會、戶主會、老人會、視察觀光等苟も社會開發に便あるもの、主催者或は援助者となること

六、青年團少年團指導獎勵に協力し其の活動を盛大ならしむること、經費の補助等主なるものなれども尙經濟調査、統計事務、試作試験、公共事務の授助等に適當なる良法を講ずること

七、父兄保護者會、學藝會、展覽會、同窓會、各總會、教育會等に對し直接間接に力を盡すこと

八、毎月少くとも一回、學校參觀を行ひ、學校當局者と共に教育に關する研究を行ふこと

(2) 神社佛閣——神官僧侶

我が國民は本來敬神の念の強大な民族で、政事がマツリゴトと言はれて民を治むるにも神が中心であつた、現在に於ても其の形式は異つて居るが長くも我が皇室に於かせられて行はれる御行事を拜承し、或は新年政^{マツリゴト、ハクヤ}始の時先伊勢神宮の御事を白さしめ玉ふ事などを拜察するならば、よく了解し得らるゝ事と思ふ。

古から氏神と氏子とは形に蔭の如き密接の關係を有して居る、子供が産れると氏神參りをして氏子となる式を今に實行して居る、如何なる僻陬の地でも氏神の無い處は存在せぬのである、氏神と氏子とは今日に於ても其の關係が親密なのである。

それから佛閣と町村民の關係であるが紀元一二二二年欽明天皇の十三年間々清の王聖明が、佛像及經論を獻じ蘇我物部二氏の所謂神對佛の爭論となつて一波瀾を起したが、佛力衰へず聖德太子の偉力に依つて益其の勢力を増し、殊に上流社會に信佛の根柢を深くし、寶龜延暦に至つて、聖僧空海、傳教の二大師出現して、行基により蒔かれた、天地垂迹、神佛同體の説は、敬神崇祖の念に厚い我が中流以下の民心を教化して佛敎の根は下ろされたのである、其處へ以つて來て徳川家康の政略上佛敎を利用するに至つて其の色彩を濃厚にし終には佛閣の一隅或は寺院境内の一部に神社（主として金刀比羅宮——金刀比羅大權現）を奉祀する迄になつて一時は神社も佛閣も殆ど無差別神佛混淆となつて居たのであつた故に民家にも神棚と佛壇とを必ず備へて居ると

いふ有様である、それから寺院には又死人を葬むる以外に生兒の戸籍を司らしめて居た、今にボツ／＼古老より出生届を町村役場へ出し戸籍登録をなすことを宗旨をつけるといふ言葉で聞くことがある、其は當時の名残である、如此出生から埋葬まで寺院は司り、其の上人生上の必要事たる教育や宗教上の安心立命を與ふるまで其の手に歸して居た、僧侶の勢力は實に偉大なもので、當時權勢を恣にして居た武士すら彼等に一目を置いて居たといふ情況であつた、處が明治維新後に至つて神佛の區別を嚴格になすことゝなつて形式上區分せられては來たがまだ／＼人民中には從來の如く考へて居る者もあるといふ有様である、而し何れにしても、敬神崇佛の念は衰へたりと雖其の根柢は深いものである、故に町村民の尊敬と信頼とを有する者は神官僧侶である、何れの事業にしても信頼と尊敬との必要なる事は明であるが殊に、教化に關する事業は最も必要なるもので、若し其を缺いて居たならば父は子に師は弟に主は僕に君は臣に對し何等の力をも有しないのである、善良なる感化は此の二者から生じて來ると言

つて差支ないのである、或る意味に於て宗教に關係ある人は教育家よりも其の力は偉大なる者である特に宗教家は住民の祖先祭禮擔任者者で又信仰を惹起の中心である、處が現在に於て餘り神官僧侶の人々が此の偉大を有しながら社會教化に冷かであるのは如何なる理由であるかを疑ふのである、只基督教が所謂專倍特居の有様である、而し近來大いに神官僧侶共に社會的活動を開始するやうに向つたのは大いに國家の爲喜ぶべき現象と言はなければならぬ、どうか教化の上に明けの鐘、東雲の太鼓が、東天紅と共に活動開始の合圖の如く鳴り響き、暮の太鼓、入合の鐘が夕陽西に落ち暮色蒼然と凡てを包む時其の音が町に村に山に里に人の耳を襲うて一日の活動に對し休息と慰安とを與ふるが如く響く其の音響以上に強い印象を與へるやうに活動して貰ふやうにしなければならぬ、既に朝夕正確なる時間を以て神社の太鼓を打ち寺院の鐘を搗き、各の勤行奉仕にいそしむのみにても自然の教化は偉大なるものである、況して社會教化を自覺して信念的生活の活模範となり社會の儀表となつて、神と人、佛と人とを結び

付けて行かば其は實に國家の幸福と言ふべきである。

越後國西蒲原郡彌彦村國幣中社彌彦神社は神威赫灼崇敬者の參拜毎年四十萬人を下ずといふ著名の社であるが、其處の高松宮司は此處に着眼して新潟縣下の民風改善を企て毎年孝子の表彰を行ひ毎週境内の太神樂拜觀所を利用し通俗講話會を開催して啓發指導に努めて居るが如き又岡山縣上房郡中津井村願成寺住職竹中大多氏は資性篤實、實踐、窮行、常に節儉を守り其の餘財を以て公益慈善の事業に投ずる事を樂み大いに地方善行良風の建設に盡力して居る、彼の日露の役には出征兵士の歡送迎、戦死者の葬儀、軍人家族遺族の慰問、山林一反五畝歩の戦役記念寄附、教育獎勵として學校職員及使丁精勤慰勞品寄贈、生徒皆勤者賞與、貧民救助村稅最先納付賞與、青年團、軍人會の指導援助、一村教化の上に種々劃策實施する處多く其の實績大いに見るべきものがあるといふやうなのは活ける一例であると思ふ。

(3) 青年團及少年團

青年團といふのは小學校卒業以後の男女の組織的集團を意味し、少年團とは小學校在學中の兒童(男女)を以て組織せられた團體をいふのである、前者は直ちに後繼町村民となる青年、後者は其の前身である少年で何れも將來に望を囑すべき町村の生ける寶である。

此等の寶を磨き上げて行く事は一の教育事業である、其を琢磨する機關として設けられたものが青年團少年團である、畏くも大正九年十一月廿二日、東宮殿下より全國青年團へ下し賜つた令旨は、實に其を最もよく現はされて居る。即ち

國運發展の基礎は青年の修養に須つ事多し、諸子能く内外の情勢に顧み恒に其の本分を盡し奮勵協力以て處期の目的を達成するに勗めんことを望む

と如何にも青年團として有難く恐懼に堪へない次第である、青年や少年の力は偉大なるものである、明治維新の大變革は實に元氣激濁たる當時の青年によりて成されたのである、青年の良否は現在及將來に及ぼす處甚大なるものである、善良有爲の青年男

女の指導啓發に力を盡し以て教育の効果を著すべきである、自治共同の笛の聲、修練向上の旗の色、翻々翻々と春風に、奇詭嘹唳として心魂に、人の眼人の耳に入る時、

其の團體の權威は實に驚くべきである、青年團員自ら修め自ら勵みて以て其の團體の向上發展を計り、郷土の美風良俗の中心となり教化の原動力となるべき心掛が必要である、又其の後援と指導とが必要である、十八交を結ぶ健兒の社、薩摩兵兒の名聲は一は薩摩男兒の自覺と一は薩摩人士の指導啓發的後援とに依つて作られたるものであることを思はねばならぬ、それから少年團は青年團の基礎であるから此の教養を怠らないやうにしなければならぬ少年團から仕上げた青年團でなければならぬ事に注意を要す

(4) 其の他の團體

町村に於ける諸團體は一寸考へると各目的を異にして居るやうであるが、能く考へて見ると「雨霰雪や氷とへだつれど、落つれば同じ谷川の水」で歸する處は一蓮托生一

町村の發展にある、其の發展の一要素は教化である、元來團體の向上發展であることは恰も芋を洗ふ様なものである、互に相磨する事に依つて相互に汚を去つて清く白くなるのである、團體の修養は一の芋洗に外ならぬと思ふのである、町村に於ける團體は種々ある、先づ農事改良として農會があり、經濟發展の機關として産業組合信用組合生産組合共同販賣組合購買組合等があり、衛生情態を善良ならしめるためには衛生組合や衛生會があり、兵事としては在郷軍人會や兵事會があり、自治助長の機關としては、自治會、自治研究會、戸主會、主婦會、老人會等がある其の他舉げ來らば種々あるが何れも町村の爲になるものである、此等が互に勵んで其の目的の爲に活動するならば町村の人氣は自ら緊張して良風美俗を成し得るのである、教育學といつて人を教育する學理を研究する書物に環境の整理が教育上必要であると示されてある、昔から居は氣を移すといふ事が言はれて居る、つまり其の事である、假令ば神社に參詣すれば勿體ないと襟を正し佛閣に賽すれば有難いと念じ、宮城を拜すれば、尊嚴の威に打た

れ勝地に遊べば其の美しき景色に恍惚とし、高峰に登つて千山萬嶽を眼下に望む時は自ら壯嚴雄大の氣を生じ茫々たる大洋を眺めては其の廣大無邊に驚歎するが如く、其の人爲と自然とを問はず其の人を包圍する場合の如何が自ら人心に影響する事は大きなものである、一家として清潔整頓所謂秩序整然たる家に足を入れ、和氣霽々たる一家に人となりし時と反之不秩序不規律不潔にして朝夕笑顔を見る事能はざる不和の家庭の人となりし時とは一時の來客をしても鬱鬱せしめ不快の感を催さしめるのである、況して居常其の家内に往居する者の不快は同情に値すべきである、不良少年や不良青年、或は不良壯年や不良老年の多くは此の一家不和にして團圓の快樂なき家庭（貧富貴賤を不論）に出づるのは此の理である、町村としても其と同理で、其の町村全體の自然美、人情美は勿論、上下一致、上和下睦、秩序整然、貧富平均して人皆其の生を樂むならば、其こそ實に現世の極樂、現代の理想郷^{イデオロギヤ}で、支那の武陵桃源もかくの如くであつたであらう此の如くんば眞の優良町村として推賞するに足るのである、

此の如き環境に住み各自業にいそしむ事は實に愉快なる極であると思ふ、而して其の効果は自ら教育上に益好影響を及ぼして行き、相互相關聯して所謂相關の理、因果の法に依つて日に月に進み榮えざらんとするも、自ら進歩發展繁榮して行くべきである。

斯く處としては町村に、時としては現在に其の天國の如き樂天地を建設する事は、つまり國家を益發展せしむる所以に外ならぬのである、既に述べた如く町村は國家の基本をなすものであるから、町村の善惡良否は、國家の良否善惡盛衰になるのである、要するに夫は自治の精神の實現の如何が其處に自ら現はれて來るのである。

上述教育上須要なる機關として小學校補習學校を始め町村役場、神社佛閣、青年團及各種團體につき論じたのであるが、此等の局に當る者は、法令により或は條例により規程によりて其の責務を帯ぶる者であつて當然其の事に忠誠を致すべき任にある者が主たるのである、而し此等の人々が如何に精勵しても、其を認め其を援助し感謝する

人々が無つたならば駄目である、換言すれば後援者である、之を稱して普通に有志者、篤志家といふのである、此等の人は餘力を或は餘財を以て町村公共の爲に盡す美しき人々である、近來は社會奉仕の聲が高いが、其の意味は此である唯言葉が新しくなつた迄である、勅語に、進んで公益を履め世務を開きと仰せられてある聖旨に外ならぬのである、其を實行した人が所謂功勞者である、此等の人々は當然盡さねばならぬ義務も責任もないのである、けれども美しき心が發露して、此の善行をなすに至つたのである、町村の興隆は又此の陰徳者の力に俟つ事多大なるものである、優良町村には必ず此等の人が陰に活動して居る事を記憶しなければならぬ、人生の樂事は此の外には求め得ないと信ずるのである、例へば香川縣香川郡上笠居村に於ける、富岡和三郎氏の如き(二二四P) 鳥根縣八東郡宍道村の木幡久右衛門氏の如き(二三四P) 或は佐賀縣神崎郡脊振村の志波六郎氏の如き(三四P) 鳥取縣氣高郡美穂村の村寛雄平翁の如き(七九P) 巖手縣和賀郡十二鎬村の小川清七氏の如き(二〇六P) 茨城縣

稻敷郡生板村の高山精一氏の如き(一一一P) 兵庫縣印南郡今市の伊藤長次郎氏の如き(二三九P) 長野縣北佐久郡志賀村の神津猛氏の如き(二四四P) 青森縣上北郡七戸町の盛田喜平治氏の如き(三七二P) (以上内務省地方局編地方經營小鑑地方行政史料小鑑參照のこと) 其他此の如き美しき人々を挙げ來らば多々あるが何れも地方の改善に盡し其の中心となつた人々である、實に其の力や大なりと謂ひつべしである、要するに町村を車とすれば村長吏員、議員、校長職員等は先曳で、有志篤志の人々其の他の人々は後押と考へたならば誤なきに近からんと思ふ、町村の經營は此でなければならぬ營に教育方面ばかりでないのである。

第三節 町村民の教育は大體以上の諸機關によつて成し得らるゝのである、然らば之を要約して如何なる方針によつて教育すべきかといふ事を考へて見なければならぬ、勿論、教育に關する勅語が柄として日星の如くに存し且併せて戊申詔書の周到なる聖諭があるから、別に之を明かにする必要はないのである、けれども聖旨の存する處高

遠深刻であるから、之を少しく平易に分り易くして見ると議論もあるが。

心身健全にして入つては孝悌出では忠良、能く自治の精神を體し、小にしては町村、大にしては國運の向上發展に努むる有爲なる獨立自營の公民を養成するにありとすれば誰にも了解し易いこと、思ふ、而し之を今一步進めて具體化して見ると、山崎農學士の所謂

善良有爲なる實行の人

善良有爲なる實業の人

善良有爲なる實用の人

の三實の人に歸するのである、善良有爲は人としての基礎要件である、善良無爲は唯害毒を社會に及ぼさぬといふ平凡者であり、不善不良無爲は何等町村にも國家にも有害無益で不要の人である、實行の人とは何事でも善と信し益と思ひたる事を直ちに行に現はす人で手の人と言ふのである、語に言ふは易く、行ふは難しであつて之を例へ

ば當局者を始め、要路に在る人の一事一物に對し議論百出、甲論乙駁、其の事を議するや口角泡を飛ばし、時の過ぐるを知らずといふ情態で熱心であるが、其の事が決定して實行に入ると、龍頭蛇尾、甚しきに至つては何等の痕跡をも留めず、何の爲の會合、何の爲の研究、何の爲の議決か、分らないのである、これ實行の人が少く所謂有言不實行の人が多いからである、之を以て全斑を推し得るのである、公德も私徳も、私權も公權も公私の義務も皆此の筆法である、租税の滞納者に有識者や富豪があるのも、衛生委員の居宅の不潔なるも、役場學校の不規律不秩序にして不潔なるも、共同夫役の怠り勝なるも、畢竟實行の修練が出来て居ないからである、知行合一でないからである、此が町村の向上發展しない原因の一である、如何なる事業でも其の必要を感じて其を實現せんとする時はよく適當なる順序手段を考へ漸々着々歩一步と、鐵心鐵脚で進まなければならぬ、多くの目的に向ひ、多岐に亘るのは所謂二兎を追ふ者は一兎を得ずの愚を真似る者である教育の効果の上らぬのも、町村事務の捗らぬのも町

村改善の實の現はれぬのも其の因は此處に存するのである、實行もよいが唯無謀なる實行は所謂働き損の疲勞儲けに終り中には働いて悪く言はれる事もあるものである而不精なる者には此の弊害はないのであるのは可笑事である、熟慮斷行不屈不撓目的の達成を期する處に價値がある事を忘れてはならないのである、上級官廳の獎勵に對しても克く自己の町村の實情を考慮して熟考の上實行に入るべき事も注意すべき事の一である。

世の中に無職業の人間も實在するが、職業を有する人の中最も多い生産的の職業は農業で商工業は之に次ぐのである、其の外水産業、鑛業、銀行、倉庫、問屋、運送、航海、印刷、著作業を始め車夫仲仕職工工女工夫等に至るまで何れも立派なる生産的職業である、それから投機業、土地周旋業、口入紹介業、遊藝業、待合業、骨董業、藝娼妓置屋、政黨屋、運動屋等は不生産的の職業である、爰では主として町村の主要なる生産的職業を意味して居るのである、其處で本論に立歸つて言ふと、實業の人は其

の根本條件として獨立自營、堅實なる事を要するのである、處が堅實を缺い不生産的の事業に手を出し、祖先の膏血によつて作られたる財産を無一物として祖先來の地を離れ、さすらひの人となる者の多いのは、眞に自己の實業を解せざる愚者のなす處である、實業は身體が資本で、正直勤勉辛抱力行が家督である、浮華安逸は大禁物である、又實業の人は自由の天地にある幸福者である、自己の進退は何等他より拘束せらるゝ者がないのである、處が自由なる故を以て袖手傍觀、坐食して閑居不善をなす高等浮浪人があつて、己の財産を鼻に懸けて、勤勞忌避の指導者たる者が多いのであるが、少し志を立て、經營法の考究改善、學術の應用に力を注ぎ以て農村收益の増殖を計り、尙地方公共の爲に其餘財餘力地位を利用すべきである、農村の教育は人皆此處に注意すべきである、實業は實行を要するのである、實行なき實業は大なる危険であることを思はねばならぬ、青年は大いに此の點に注意して覺悟する處がなければならぬ。

教育を生産的ならしめよとは、役に立つ人間を作れといふ義である、處が實際不生産的の高等遊民が教育せられたる者であるといふ批評を受けるのは、教育といふものが實用的に施されて居ないといふ證據である、實用的といふ事は何等教育の目的に抵触しないのである、自立自營は實用的の人によつて行はれるのである、非社會的の危険思想は多く非實用的の人間に胚胎し傳播せらるゝのである、或る論者之等を罵倒して「彼等は都市と地方とを論せず屁理窟を並べ立て而も政治家を氣取り、有志家を以て自ら任じ修飾を事とし、淫樂に荒みて、而も紳士を氣取り、文明人を以て自ら高うして隨處に跳梁跋扈して居て、無用の長物たるは未だ恕すべし、却つて社會の向上發展を阻害し、町村としては不振の病根となりつゝ、ありと云ふべきである」と言つて居る、穿ち得た言といふべきである、孔子の「疎食を食ひ、水を飲み、脰を曲げて枕とするも樂其の中にあり、不義にして富、且貴きは我に於て恰も浮雲の如し」の意氣がなければならぬ。

倍此の三實の人が町村にも國家にも必要である、然らば學校教育の方は、學校に一任して、其以外に於ける町村民教育の方法を考究する必要がある、其の方法は可成的實行し易いもので、而かも其の効果の顯著なるものでなければならぬ、要は其の徹底にありである、徹底なき仕事は如何に巧妙であり有益であるにしても徒勞に屬するものである、然らば其の方法は如何にすべきかといふと昔から、見様見真似といふ事があり又耳學問聞き上手といふ事があり、それから習ふより熟練れろといふ事がある、けれども熟練せしむるには實行せしめなければならぬ、行はしむるには之を前以て知らしめなければならぬ而して之を知らしむるには、知識の門戸たる目と耳とよりすべきである、其處で先づ目を通じて行ふ方面から進むとする。

昔から子供の躰は目からするといふ事を言つて居る、人生見て真似する事程多いものはない、目は知識第一の門戸であるとは此から出たのである、事物を見て其の名を覚え、其性質を知り、其の用途に及ぶ、字を學ぶにしても、先づ其の字の形と讀方とが

先である、目で覺えて居る字と手で覺えて居る字とは其の數に於て遙に前者が多いのである、見覚えは人智の多くを占めて居る、教育上見せるといふ事が大切である、口で巧妙に説明し、身振り真似を使用しても分らぬ事は其の事物を實物なり標本繪畫なりによつて見せると直ちに了解する其の方法としては

1. 實物の展覽——實物教授、動物園、植物園、博物館、物産陳列館、商品、食品陳列館、記念館、器械器具館等が其の主なるものである、此等は、學校、役場、神社佛閣、公園、遊覽地等を利用すればよいと思ふ、自己町村に無いものは處在地へ行つて見るべきである、凡て目に其の形狀色彩から運動運轉を見、手に觸れて見其の味臭を知つて始めて理解し得るのである。

2. 標本模型繪畫の實見、此は實物なき場合に必要である

3. 圖書新聞雜誌、圖表、寫真印刷物の閱覽

文庫、圖書館、巡回文庫、町村報、各種團體報

講習録、講話筆記、校報、時報（修身衛生經濟實業其他必要なる記事）

4 幻燈、活動寫真、劇、

幻燈を古臭しといふのは其の一を知つて二を知らぬものである、未だ利用の途は幾らもある、活動寫真と劇とは其の内容さへ適當なれば實に申分のないものである、近來此の利用が盛大となりつゝある。

5. 實況の視察及參拜觀光

優良模範町村視察（町村當局者）模範地主の事業視察（地主連）模範青年團の視察（青年團）農事試驗場、農場、農作物、耕地整理、養雞、牧畜等の視察參觀（農業家）等何もかも視察の世の中である、而し充分に視察せず否視察し得ない連中が多いから、此の點に注意を要する、視察に關聯して人格者に面會し其の人格に觸れ、其の事業を見其の苦心經營談を聞くことは大なる利益である、參拜觀光も勿論獎勵すべきものである、注意、視察の目的、要點、指導案内の準備を必要とする。

要するに能く見せしめ能く察せしめ能く接せしむるのが第一で、地方の改良進歩は模倣より出づる事が多いので、流行は何れも模倣で、模倣は目よりするものであることを思ふべきである。

近來プロバカンダ、宣傳といふ語が流行して居る、此も目よりするものと耳に訴へるものがある、宗教の説教、政黨の主義綱領の演説、學術講習、講話、諸報告、訓示、講談等舉げ来らば種々あるが何れも、耳といふ機關を通じて比較的容易に實行し易い仕事であるけれども其の多くは通一遍に終つて右の耳から左の耳へ通過して仕舞ふ事が多いものである、故に其を實施するには相當の注意を要するのである、今左に其の主なるものを列記して置く。

1. 主催の會の性質、期日、時刻、場所、講師、題目、目次等を周く豫告し置くこと
2. 講師の選擇は肩書よりも人物に主眼を置き可成町村内の有力者を以て之に當てること、講師には豫め會の目的、性質、聴講者の種類程度地方の状況、外來講師、等を

知らしめ且講師多數の場合は豫め打合をなし置くこと

3. 聴講者をして飽かしめず、倦ましめず且忸れしめざるやう、音楽、蓄音機、幻燈、活動寫眞、其他餘興等の用意をなすこと

4. 知らしむべき事と行はしむべき事の區別をなし適當の工夫をなすこと

5. 常に遠よりも近、難よりも易の原則を忘れぬこと

6. 聞き放し話し放しに終らぬやう、且徹底すべく繼續する覺悟あるべきこと（筆記の配布等）

7. 常に専門の方面に偏せず、他の方面の進歩發達の情況を知らしめ、社會風潮の現状をも悟らしめ、堅實にして普遍的なる啓發に注意すること

8. 會場の選擇、設備に注意する事、集合し易き處、人數を容るゝに足る處及居は氣を移すの語を忘れぬ事

9. 聴衆の意嚮輿論を參考するは貴ぶべしと雖其の意を迎へ媚び以て驕慢ならしめざる

こと

10. 諸會合には禮儀作法は勿論、秩序規律を重んじ、閉會開會を尊嚴にし、其の會の目的を達する覺悟あるべきこと

斯の如き注意と準備とを以て目に耳に訴へてする事はよいが、唯其の儘では折角の計畫も實行も効果がない、千仞の功を一簣に欠くが如き愚に類するのである、字を學ぶにしても目で見て読み、口で朗讀して其の聲を聞き、次に筆を以て之を習ふこの手耳目の聯合が、有功なるものである、勿論各人のタイプにより見覚えの上手な人、聞覚えの強い人等種々にありはするが、要する處此の三つの聯合が其の一二よりも強大である、殊に實行を目的とするものに至つては尙更である。

實行は力なりである、實行の人の口の人より強きは此がためである、實行なき教育、實踐なき道徳、實際的ならざる經濟、窮行なき宗教は如何に其の名は美しく其の思想考案は優秀であつても書ける餅の如きものである、農事の改良、社會の改善等を始め

實行し實現して之を實際に見聞せしむる處に力あることを信ずべきである、再び言ふ、實行は力なりと。

以上町村の教育的方面に關し研究して來たのであるが、要するに教育機關の適當なる活動と其援助と相俟つて良果を結ぶものであつて、教育も一の共同事業である、而し自ら其の學の薄く、識の淺く、徳の低く力の弱さを認め、其の向上發展を希ふ心が無くば、所謂縁なき衆生は度し難しである、教導者と被教導者との熱の一致、心の一致が必要である、人誰か自己の進歩發達を希はざるものあらんやである、教育は人に始つて人に終るのである、不屈不撓の計畫ある漸進的徹底的の實行が眞の教育をなし得るのである。

第三編 結 論

第一章 我が町村の研究

以上第一編より第二編に於て大體町村自治經營の如何なるものなるかを説述し、諸君も此に依つて、町村自治經營の如何國家に對し重大なる關係を有ち、如何に其の町村經營の廣汎なるかを知り、如何に其の機關の系統的なるかを悟り、如何に町村民の自ら町村經營を爲すべき責務の存するかを會得せられた事と信ずる、昔から東洋にも西洋にも知行合一の説を立てた人がある。其の意味は知るといふ事と行ふといふ事は一致しなければならぬといふのである。而し人生知るは易く行ふは難しで、何事でも知り得た事を直に行ひ得る人は慥に偉大なる人である。けれども普通の人として凡て知つて居る事を實行するといふことは不可能であると言はなければならぬ、と言つて早合點して諦めてしまつても困るのである。

人には本來知つた事を行つて見たいといふ本能がある、又他の人々に負けまいとする氣象がある、前者は實行、後者は進取といふ名をつける事が出来る、此が他人と其の結果を争ふ時競争といふものが現はれて来る。

凡そ人として競争心のない者はない、けれども其に多少強弱といふ程度がある、中には有つても現はれぬ人もある、此の種の人は私の所謂縁なき衆生は度し難しで仕様のない人である、而し諸君は元氣充溢意氣激刺たる青年である、進取、實行の人である、學び得たる處知り得たる處を人に劣らぬ様に實行して見やうとする人である、諸君の一舉手一投足が直ちに近くは町村遠くは國家に影響を及ぼすのである、故に諸君は自重自任しなければならぬ、諸君の其の本心に依つて此迄學習したる處を土臺として爰に自らの屬する町村研究を試みて貰ひたい、即ち我が町村の歴史、地利、産業、教育、戸數人口、田畑、行政機關等其の他探つて以て町村研究の資料とすべきものに依つて眞の町村、赤裸々たる町村を研究して頂きたいと思ふ。其の巧拙、優劣、粗密

等は諸君の手腕にある、而し或程度迄は同一歩調ならんことを要するから、左に同一形式の、町村勢一覽表を挿入して置く、諸君互に競うて其の知と行とが如何にあるかを自らも試み又人にも示して貰ひたいと思ふ、調査の材料は無盡藏である要は其採擇の宜きに適ふにある。

第二章 我が町村の經營

前章に於て諸君は諸君の屬する町村の實際的研究を試みた、而して其の大意に通曉することが出来た、然らば一步進んで其の基礎に立つて、將來諸君の屬する町村は如何なる點に向ひ進むべきか、又如何なる方面を改善すべきか即ち教育は如何、産業は如何、行政は如何といふやうに細心なる考慮推究に依つて其の經營の主眼點を指摘し其の方案にまで及んで貰ひたい、此は前章より百歩も千歩も進みたる行である、至之始めて町村自治經營も研究したる美果を結び得るのである。此が諸君が今迄練磨したる

もの、結晶である、諸君は近き將來の公民である、然らば公民として町村自治に活躍すべき責務を有するのである、諸君の手腕に依つて町村の盛衰は決定せらるゝのである、眞に町村を愛し町村の爲に活動するのは是即ち立派なる忠君愛國である。

明治天皇御製に

國を思ふ道に二つはなかりけり

軍の庭に たつも たゝぬも

近來高調せられつゝ、ある處の社會奉仕、國家奉仕は即ち、汝の國の爲めに、汝の町村の爲めに、盡せ働けといふ意に外ならぬので言葉は新しくも其の實は古今東西何も異らぬので自己を公共の犠牲に供すといふ意味である、畏くも教育に關する勅語に

進廣「公益開世務」、と仰せられたのは是である、尙之を大にしては

扶翼「天壤無窮之皇運」、といふ事に歸するのである、其處で左に町村自治經營に關し

て諸君の考究すべき標的の若干を掲げて參考に供して置く、どうか所謂藍は藍より出で、藍よりも青しの如き好果を收められん事を祈つて止まない次第である。

我が町村自治經營の研究

一、自治行政事務に就いて

A 何が最も振はざるか、其原因如何、改善策如何

B 吏員の活動如何、待遇如何

C 議員の態度如何

D 選挙の情況如何

二、教育的方面に就いて

A 小學校教育、就學出席、設備

B 補習教育、就學出席、設備

C 社會教育、施設經營、出席

D 青年團（男女）少年團（男女）の修養と活動其他

三、産業的方面に就いて

A 主業と副業との關係、將來改善を要する點

B 農會の活動を盛ならしむる方法

C 農事改良

D 市場取引と生産物

四、經濟的方面に就いて

A 産業組合に就き如何に改善し如何に利用すべきか

B 地主と小作人との經濟的調和

C 貯金

D 農家經濟

五、其他

A 娛樂

B 風俗人情

C 宗教

D 衛生

E 町村是

F 交通

第三章 結論

今や町村自治經營に關する研究は序論本論を経て結論に到達することゝなつた、願れば町村自治經營は町村制といふ法律を離れては出來ないといふこと、其の經營の三大眼目は、自治行政と、經濟と、教育とであること、今一つは以上何れも人を離れては不可能である、要は人に依つて仕上げられるといふ事を會得し、尙進んで自己の屬する町村の大勢に通じ、如何に町村を發達せしむべきかといふ實際問題に觸れて來たのである、至之町村自治經營は卒業の域に到達したので、此に依つて將來各自の町村は益發展して止ない事と信じて喜に堪へない次第である、吾人は此以上に最早や言ふべき言を有たないのである、而し強いて言はんとするならば、冷眼觀人、冷耳聽語、冷情當感、而して洞察し得たるものを活用して、將來町村經營の眞の實行者たらん事を祈るといふのみである、行はざるは知らざるに等しといふ事は一の眞理で、實の持

ち腐りは何等此の世の中に必要はないのである。論語讀みの論語知らず、唯口先ばかりの町村經營者は何れの世にも邪魔にはなるが役に立たぬもので、船頭多くして船山に上る底の嘲笑を招き、町村は却つて退歩するものである、小理窟言ひの半可通の多い町村は不統一で常に他町村よりも後れつゝある事を思はねばならぬ。吾人は次に竹越與三郎先生、嘉納治五郎先生の名文を掲げ以て町村自治經營の研究を終らんとするのである、諸君能く玩味して兩先生眞意のある處を探られん事を希望する次第である。終りに臨んで諸君の御健康を祈り且熱心なる御研究を感謝す。

地方の自治及び財政

三又 竹越與三郎

富士山の高きも其基は人の注意せざる麓の細砂小土にあり、國家の組織如何に大なるも其基は市町村にあり、我等が住居する市町村の政治は即ち國家の發動する涌源なれば我等は深く思を市町村の政治に致さざるべからず。

人若し其住居する市町村を愛せずして其國を愛し其市町村に力を致さずして其國に力

を致すと言ふものあらんも余は未だ之を信ずる能はず、

地方には府會あり縣會あり郡會ありて人民が選舉したる議員及び參事會員が地方政治に參與するなり、此點より言へば府縣も郡も人民自ら其府縣郡を治むる事實あるが故に自治體と言ふ事を得べし、然れども府縣には知事あり、郡には郡長あり、皆中央政府の行政權を代表したる官吏にしてこの官吏が府縣を治むる以上は純然たる自治と言ふべからざるものあり、人民自ら決議し人民自ら實行することを得る眞の自治體は市町村にありとす、凡市にせよ町にせよ村にせよ日本人民にして其區域内に住居するものは即ち市町村の住民にして公共の費用を以て建設したる營造物及び共有財産を共有するの權利あり、例へば如何なる人なりとも市町村立の小學校に其兒童を入る、權あるが如し、二十五歳以上の住民にして獨立して一家を構へたる男子が其市町村に二年以來住居し市町村の費用を分擔する者は公民と稱し公民たる者は市町村會の議員を選舉し議員に選舉せらる、權利あり、また市にては參事會員の如き無報酬にて働く名譽職に

選舉せらる、權利あるものなり、而して法律は名譽職に選舉せられたる者は之を辭する能はずと定めたり、是れ市町村は自治體にして自治體を經營するは市町村民の義務なるが故なり、右公民の選舉したる議員相集つて市會町會若くは村會を組織す、右の會議にて市町村長若くは村長及び之を助くる助役を選舉す、市會にては此外また市參事會員を選舉す。

また市町村會の權限は幾何なりやといふに市町村の費用にて支辨する事業を行ふべきか否かを議し歳入と歳出の豫算を定め而して已むを得ざる事情によりて經費が豫算を定め而して已むを得ざる事情によりて經費が豫算を超過した時は之を認定し法律勅令にて定むるもの、外使用料手数料市町村稅夫役及現品の賦課徵收法を定め共有不動産の賣買交換等を爲し市町村に係る訴訟和解に當る等市町村の政治は一切之によらざるものなし。

自治豫關の權力は以上の如く大なるものなるが故に萬一其權力を濫用するものあらん

には住民の禍害はいふべからざるものあらん、例へば昔は市町村に勢力ある人民が或一人を故なく嫌悪する時は多數の人民も之に雷同して公私大小の事其人を妨害し遂に其人を市町村外に退去せしめたるが如きこと少なからざりき、國法によりて權利を定められたる市町村會がかゝる排他の精神を以て政治を行はんにには自治制の根本たる隣保團結の一年は全く行はれざるに至らん、且つまた最も注意すべきは地方の事業を擴張すと稱して漫りに事業を起し其間に濫費を生じ地方人民の負擔を重からしむる一事なり、此弊は市町村會のみならず府縣に於て最も甚だしきを見る、例へば府縣會議員の選出せられたる町村に便利なる道路を作らんがために其の急務なると否とを問はずして事業を始め府縣會議員の選出せられざる町村に對しては正當の理由あるにも係らず一切便利なる事業を開始せざるが如きことは往々見聞する處にして此の如きは善良にして公共心に富む良民の爲すべき處にあらず、自治制の根本は隣保の共同團結にあり、共同團結の基は寛容互讓にあること、一日も忘るべからざるなり。

歐米にては一代に盛名ある政治家將軍學者等が老年に至りて郷里に歸休するや或は郡長たり或は市町村長たり或は府縣會市町村會議員として力を地方政治に用ふるもの少なからず、かゝる人知れぬ處に力を用ふる者ありてこそ國家の基礎は牢固として定まるなれ、されば力を一身一家の外に及ぼさんとする者先づ最も手近くして最も人民の禍福に關係ある自治體の政治に努むること然るべけれ、(青年補習大正國語漢文讀本)

青年の覺悟

嘉納治五郎

生れて長じ長じて死す禽獸かくの如く植物かくの如く人間亦かくの如し、されば人として禽獸植物と異ならんと欲せば生れて生れ甲斐ある人たらんことを要す、予は更に前途有爲の諸子に向つて死し舉國の悼惜を受くる人たらん事を望む、人生れて呱呱の聲を發するより長じて一個成人となり自營自活して世に立つに至るまで他より受くる處の恩徳一ならず之を近くしてまづ父母の洪恩ありわれ等の生る、や自營の道を知らずたゞ泣くことを知り笑ふことを知るのみ此の間晝夜を問はず寒暑を論せず心身の疲

勞を忘れ千辛萬苦以てわれ等を保育し以てわが生長を遂げしむるものは豈われ等の父母にあらずやこれに次ぐに師長の恩あり、われ等が僅に黑白を辨ずる頃より長じて社會に出づるに至るまでわれに誨ふるに人倫を以てしわれに説くに道理を以てし必要な學術上の知識を授け身體保全の法を講せしめわれをして將來世間に獨立する基礎をなさしむるものはわが師長にあらずや。

更に又、至尊及國家に對する恩あり、至尊は仁慈なる大御心を以て臣民を愛撫し宏大なる御靈徳を以て國家を統治し給ひ國家各種の機關は生民の安寧を維持し其福祉を増進し兇惡を正し不逞を罰し以て我が父母師長をして我等に對する慈愛薰陶の務を全うせしめ又われ等をして危難を憂へずして安全なる教育を遂ぐるを得しむ、若し國家にして其の務を爲さずば生民亂離塗炭の苦に陥りて安堵に安んずること能はず、われ等が安全なる發育を遂げて一個の成人と成るを得るは實に之等教者の恩あるに由る然らば則ちわれ等が成人の後に於てこれ等の教者に酬ゆるは人間當然の義務に非ずや、然れ

ども人間生涯は實に區々たり或は其の修養の時期に當りて懶惰遊蕩の間に貴重之光陰を送り體軀徒らに長じて當に自營自活以てわが生育の恩に報ゆべき時に至るも無爲無能其の父母の恩に報ゆること能はず其の師長の恩に報ゆること能はず國家より受けし鴻恩に酬ゆること能はず、朝に起きて食ひ夕に會うて睡るかくの如くして老いかくの如くにして死すこれ所謂醉生梵死するものにして實に國家の蠹賊人間の最下なるものなり。

又其の無能かくまで甚しきに至らず一種の事に従ひ國家に對して多少の裨益をなし以て自活の道を求め僅に父母を養ひ自ら衣食して一生を送る者は之を前の醉生夢死する者に比すれば勝る事萬々なりと雖かくの如きは僅に自ら受く處の恩に酬ゆるに過ぎずして其の一生の經營事業の永く後世に徳し其の流風遺韻の遠くに孫を動かすに足るものなしかくの如きは當に我等の理想とすべき進境に非ず。

われ等人間天賦の能力を善用し利導し其の畢生の事業は以てわれ等が父母師長國家社

會に負ふ處の鴻恩に酬ひ總て更に餘裕の綽々たる者あり後世子孫をして永く其餘澤を受けしめ國家は我等を得て一般の進歩をなし得たることを長くに追憶せしめんことを期すべし、わ等が前途有爲の少壯諸子に待つ處のものは實にこれに外ならず。それ生きて一郷のために功あるものは死して一郷のために惜まれ一郡のために盡せるものは一郡の爲めに悲しまる若しそれ其事業國家の全體の進歩を助成し其の忠誠能く閩國民に認めらるゝものに至りては其の取る處の何の道たるを問はず其の人の存否は直接間接に國家の進運に關すること甚だ大なるものあり、是を以て其の人一たび逝くや國を擧つてこれを惜まざるはなし、嗚呼天下の廣き逝く者は日夜に是あり而して其の死の天下に知らる者幾何ぞ一たび死して國を擧げて之を悼惜す豈丈夫の本懐にあらずや。

少壯の諸子よ前途は遼遠なりと雖一生の覺悟は即ち今日より定め置かざるべからず、知らず有望の諸子は⁽¹⁾死して人に省みられざる人とならんとするか⁽²⁾一郷一郡の爲に惜まるゝ人たらんと欲するか⁽³⁾抑も亦舉國の悼惜を受くる士たらんと欲するか。

(修養國民讀本)

吾人は先づ一郷一郡に惜まるゝ人たらざるべからず

帝國青年歌

- 一、東海日出て浪うつ處 國あり日本我等の祖國
皇統連綿榮之に榮え 世界に類なき祖國の歴史
- 二、我等は日本青年男兒 國家の安危は我等にかゝる
未來の歴史を記さん筆に いよゝ飾らん祖國の名譽
- 三、祖先の勇氣と忠義の血潮 我等の胸にも等しく流れ
祖先の守れる御國のみいつ 世界に示さん時こそ來れ
- 四、大なる使命は我等に下る 凡ての國より秀でし力
すべての國より秀でし 知慧を養ひ磨くは我等の任務
- 五、我等は帝國青年男兒 我等は祖國を擔ひて立てり

町村自治經營教本

榮譽の印の日の丸の旗

かゝけて進まん總ての道に

二二〇

町村自治經營教本終

大正拾壹年七月十七日印刷
大正拾壹年七月二十日發行

町村自治經營教本

定價金壹圓貳拾錢



著者

二神真敬

發行者

原武

印刷者

渡邊爲藏

東京市神田區美土代町壹丁目四拾番地

東京市京橋區日吉町十番地

社友民所刷印

發兌

東京市神田區美土代町壹丁目四拾貳

電話 神田一七六一番
振替 東京三六三一番

至

善

堂

202
191

終

